

発議第 3 号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 殿

提出者 議会運営委員長 平原 順二

（提出の理由）

本会議における一般質問のうち代表質問については、当該代表質問を行う者が、従来の一問一答方式により質問を行うか又は一括質問一括答弁方式により質問を行うかを選択できる方法を導入することによるものです。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会基本条例（平成 24 年瀬戸内市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「ものとする。また」を「ものとし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会派の代表として行う一般質問にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市議会基本条例(平成24年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後
<p>第1条～第9条 略</p> <p>(市長等との関係の基本原則)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 本会議における一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、再質問以降一問一答方式で行う<u>ものとする</u>。また、質疑応答は一括質問一括答弁方式で行うものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>第11条～第24条 略</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>(市長等との関係の基本原則)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 本会議における一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、再質問以降一問一答方式で行うものとし、質疑応答は一括質問一括答弁方式で行うものとする。<u>ただし、会派の代表として行う一般質問にあつては、この限りでない。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>第11条～第24条 略</p>